

別表 1 (交付要綱第 3 条関係)

業種区分	細分類・細目
農業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かいわれ大根製造業（苗床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの） ・きのこ製造業（菌床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの） ・荒茶・仕上茶製造業（生産加工設備を有するもの） ・蚕種製造業（生産加工設備を有するもの） ・鶏卵の人工ふ化業（人工ふ卵設備を有するもの）
林業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産業（一般材・パルプ材・くい丸太等、立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売するもの） ・素材生産サービス業（素材生産請負業等） ・林業サービス業（薪製造、炭焼請負等製造加工設備を有するもの）
漁業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真珠養殖業（養殖から加工まで一貫作業として行っているもの）
風俗営業・飲食業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供を主目的とするもの
金融・保険業	<p>ただし、次の業種は対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険媒介代理業 ・保険サービス業（損害査定業等）
公務	
サービス業	<p>特殊浴場業（性風俗特殊営業のもの） 興信所（個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの） 易断所、観相業 相場案内業（けい線屋） 競輪・競馬等の競走場 競輪・競馬等の競技団 パチンコホール スロットマシン場 ビンゴゲーム場 射的場 芸ぎ業（置屋及び検番を除く。） 場外馬券売場 場外車券売場 競輪・競馬等予想業 性風俗特殊営業 芸ぎあっせん業</p>

	集金業、取立業（公共料金に係るものを除く） 政治・経済・文化団体 宗教
--	---